

令和 9（2027）年度 宮崎大学大学院看護学研究科の再編に伴う
入学者選抜方法等について（予告）

令和 8 年 6 月 9 日
宮崎大学

本予告は、現時点で計画中のものであり、本予告に掲載する
名称等については今後変更になる可能性があります。

1. 概要

① 心理学専攻（修士課程）の設置

県内における公認心理師不足や多様化する心の健康課題に対応するため、看護学研究科に、「心理学専攻（修士課程）」を設置します（入学定員 6 人）。本専攻では、「科学者－実践家モデル」（科学者としての客観的知識や研究能力と、実践家としての実務能力や人間性の両方を兼ね備えた、高度な専門家を育成する理念）に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理療法である認知行動療法を実践できる高い専門的知識と技能を修得します。あわせて、高い倫理観と責任感を兼ね備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理的諸課題の解決に貢献できる人材の養成を目指します。

また、現在の看護学専攻（修士課程）との共通科目等を通じ、多職種連携を重視した教育を展開することを特色としています。これにより、地域社会の well-being（身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること）の向上に寄与することを目指します。

なお本専攻は、公認心理師（国家資格）の養成に対応した教育課程であり、学士課程において所定の科目を修めた者が本専攻を修了することにより、受験資格を取得することができます。

② 看護学専攻（博士後期課程）の設置

複雑化する地域の健康課題解決に向け、看護学専攻に、社会科学の視座を融合した新たな学問領域「ヘルスケアデザイン看護学」の博士後期課程を設置します（入学定員 3 人）。本課程では、看護学を基軸として社会科学の視座と実践知を融合し、持続可能な地域社会の well-being の実現を目指します。ケアの革新に加え、政策提言、組織変革、地域づくりにおける「知の創出・共創」をリードできる実践者・教育者・研究者（トップリーダー）の養成を目的としています。

具体的には、次のような人材の養成を目指します。

1. 実践と研究を往還して、看護学の発展を牽引する学術的牽引人材
2. 自治体で EBPM（Evidence-based Policy Making）を推進するイノベーション人材
3. 病院や在宅医療の場の組織改革の推進を行うマネジメント人材

また、博士後期課程の設置に伴い、現在の看護学専攻（修士課程）は「**看護学専攻（博士前期課程）**」へ名称を変更します。

③ 「健康科学研究科」への名称変更

心理学専攻（修士課程）の設置が認可された際には、研究科の名称を「看護学研究科」から「健康科学研究科」に変更します。看護学と心理学で構成される健康科学研究科では、研究科共通科目の開設等を通じ、特に保健医療分野において、心理と看護に共通する知識やスキルを体系的に習得できる教育体制を整備します。これにより、互いの専門性や職業的役割への理解を深めるとともに、多職種連携に関する理解を促進し、チーム医療にも貢献できる人材を育成します。

「看護学研究科」から「健康科学研究科」へ

【旧】 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）

【新】 健康科学研究科

看護学専攻（博士前期課程）

【新】 心理学専攻（修士課程）

健康科学研究科の基本理念を共有し、深い人間理解と倫理観に基づき、多職種連携の中で心身の健康を支援できる専門人材を養成するという共通目標を掲げて結集

看護学

×

心理学



連携教育の実現

身体と心の両面を理解した専門職を育成



多職種連携への即応

チーム医療の現場で活躍できる実践力を養成



地域医療従事人材育成の機能強化

地域社会のニーズに即応できる即戦力人材を輩出

科学者－実践家モデルに基づき、認知行動療法の実践力と倫理観を備え、心理支援のリーダーとして地域社会の心理的諸課題の解決に寄与できる人材の育成

【新】 看護学専攻（博士後期課程）

看護学

+

社会科学的視座

看護実践の“現場の気づき”を起点に、組織・コミュニティ・制度／政策・文化・資源配置の構造的課題をとらえ、根拠に拠に基づく解決策を創出する

✓ヘルスケアデザイン看護学

看護学を基軸として、社会科学の視座と看護学および社会科学それぞれの実践知を融合し、well-beingを実現する地域社会における持続可能なヘルスケアシステムの創出を探索する学問領域

研究例：

自治体や医療機関と連携した政策提言型の研究
地域環境を活用した住民向け健康増進プログラム開発
ケアモデルの創出と社会実装・組織変革・政策提言



地域課題解決と新たな「知」を創成・共創できる看護学のトップリーダー（実践者・教育者・研究者）の育成

地域社会のwell-being※の向上に貢献

※身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること。

2. 入学定員・募集人員

1. の変更に伴い、入学定員・募集人員を以下の通りとします。

再編前

看護学研究科 看護学専攻（修士課程）：10名

※うち実践看護者育成コース実践助産学は最大5名

再編後

健康科学研究科 看護学専攻（博士前期課程）：10名

※うち実践看護者育成コース実践助産学は最大5名

心理科学専攻（修士課程）：6名

※一般選抜より4名程度、

推薦特別選抜（宮崎県就職希望枠、社会人枠）より2名程度

看護学専攻（博士後期課程）：3名

3. 入学者選抜の内容等

2. 入学定員・募集人員に示す入試の出願資格、選抜方法等は、別紙を参照してください。

4. 令和9年度学生募集要項 公表時期（予定）

- ・看護学専攻（博士前期課程）：7月上旬頃～7月中旬頃

出願期間：8月中旬頃

入学試験日：9月上旬頃

合格発表日：10月上旬頃

※看護学専攻（博士前期課程）の学生募集要項については、公表時点において文部科学省への研究科名称変更手続中であるため、「令和9年度宮崎大学大学院看護学研究科（修士課程）学生募集要項」として公表予定です。名称は異なりますが、博士前期課程の受験をご検討の皆様におかれては、当該「修士課程」の募集要項を必ずご確認ください。

- ・心理科学専攻（修士課程）：9月上旬～9月中旬頃

- ・看護学専攻（博士後期課程）：9月上旬～9月中旬頃

出願期間等は現在のところ未定です。

※その他詳細は、今後公表予定の「令和9年度学生募集要項」で確認してください。

※対象となる専攻については、文部科学省から設置が認められた後、学生募集要項を公表します。内容に変更が生じた場合は、宮崎大学 HP(<https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/graduate-exam/selection/ikagaku.html>) でお知らせします。

本予告は、現時点で計画中のものであり、掲載している名称等については今後変更になる可能性があります。

確定後の内容については、学生募集要項で必ず確認してください。

1. 看護学専攻（博士前期課程）

1) 一般選抜

出願要件	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>①学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び令和 9 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>②学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び令和 9 年 3 月までに授与される見込みの者</p> <p>③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者</p> <p>④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者</p> <p>⑤専修学校の専門課程（4 年課程以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和 9 年 3 月修了見込みの者</p> <p>⑥文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）</p> <p>⑦大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者</p> <p>⑧我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 9 年 3 月までに修了見込みの者</p> <p>⑨外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>⑩学校教育法第 102 条第 2 項の規定により本研究科以外の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>⑪本研究科が、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和 9 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者</p>
選抜方法等	<p>入学者の選抜は、学力検査（共通問題の筆記試験）、面接（口述試験を含む）、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通問題は英語資料の読解を含みます。 ・ 面接は、一般質問及び口述試験により行います。 <p>口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。</p>

2) 社会人特別選抜

出願要件	1) 一般選抜の出願資格①～⑪のいずれかに該当する者で、看護師、保健師又は助産師の免許を有し、3年以上の看護関係業務の実務経験を有する者
選抜方法等	入学者の選抜は、学力検査（共通問題の筆記試験）、面接（口述試験を含む）、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。
その他	・ 共通問題は英語資料の読解を含みます。 ・ 面接は、一般質問及び口述試験により行います。 口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。

3) 外国人留学生特別選抜

出願要件	1) 一般選抜の出願資格①～⑪のいずれかに該当する者で、外国の国籍を有し、日本における在留資格が本学の入学に支障がない者
選抜方法等	入学者の選抜は、学力検査（小論文）、面接、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。
その他	・ 外国人留学生特別選抜の小論文は、日本語又は英語で行います。 ・ 面接は、一般質問及び口述試験により行います。 口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。

2. 心理学専攻（修士課程）

1) 一般選抜

出願要件	<p>次の1から11のいずれかに該当する者で、かつ公認心理師法施行規則第1条の2に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」の単位を修得又は修得見込みの者、もしくは公認心理師法施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者とする。</p> <p>①学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び令和9年3月卒業見込みの者</p> <p>②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和9年3月までに授与される見込みの者</p> <p>③外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月修了見込みの者</p> <p>④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月修了見込みの者</p> <p>⑤専修学校の専門課程（4年課程以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和9年3月修了見込みの者</p> <p>⑥文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）</p> <p>⑦大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者</p> <p>⑧我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外</p>
------	---

	<p>国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和9年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑨外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和9年3月までに授与される見込みの者</p> <p>⑩学校教育法第102条第2項の規定により本研究科以外の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>⑪本研究科が、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和9年3月31日までに22歳に達する者</p>
選抜方法等	一般選抜では、筆記試験（専門科目（心理学全般）と外国語（英語））、口述試験、面接および出願書類（出身大学の成績証明書、志望理由書、研究計画書等を含む）の結果を総合評価して選抜します。
その他	口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。

2) 推薦特別選抜（宮崎県就職希望枠）

出願要件	<p>令和9年3月までに学校教育法に基づく大学を卒業見込みの者で、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>①公認心理師法施行規則第1条の2に定める大学における公認心理師となるために必要な科目の単位を取得又は取得見込みの者</p> <p>②志望するそれぞれの分野の専門教育を受け、学業成績が優秀で、出身大学の指導教員等が責任を持って推薦できる者</p> <p>③教養教育科目を含んだ3年次までの科目の修得単位（教職課程科目及び単位認定科目は除く）の累積 GPA が3.2以上であること</p> <p>④合格した場合には入学を確約できる者</p> <p>⑤修了後は宮崎県で心理支援職として勤務することを希望する者</p>
選抜方法等	選抜では、口述試験、面接および出願書類（出身大学の成績証明書、志望理由書、研究計画書等を含む）の結果を総合評価して選抜します。
その他	口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。

3) 推薦特別選抜（社会人枠）

出願要件	<p>宮崎県内の心理支援職として勤務しており、所属先の長から推薦を得ている社会人で次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>①公認心理師法施行規則第1条の2に定める大学における公認心理師となるために必要な科目の単位を取得している者、もしくは公認心理師法施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者</p>
------	---

	②心理支援職として勤務しており、所属先の長が責任を持って推薦できる者 ③合格した場合には入学を確約できる者
選抜方法等	選抜では、口述試験、面接および出願書類（出身大学の成績証明書、志望理由書、研究計画書等を含む）の結果を総合評価して選抜します。
その他	口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。

3. 看護学専攻（博士後期課程）

出願要件	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>①修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和9年3月までに取得見込みの者</p> <p>②外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び令和9年3月までに取得見込みの者</p> <p>③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び令和9年3月までに取得見込みの者</p> <p>④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び令和9年3月までに取得見込みの者</p> <p>⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を取得した者及び令和9年3月までに取得見込みの者</p> <p>⑥外国の学校、学校教育法施行規則第156条第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>⑦文部科学大臣の指定した者</p> <p>1) 大学卒業後、大学、研究機関、民間企業等の研究所、その他研究開発の施設において、入学時点で2年以上研究に従事した者で、研究業績を証明する書類（学術論文、研究報告書、著書、特許等）により、本研究科が、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者</p> <p>2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究機関、民間企業等の研究所、その他研究開発の施設において、入学時点で2年以上研究に従事した者で、研究業績を証明する書類（学術論文、研究報告書、著書、特許等）により、本研究科が、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者</p> <p>⑧個別の入学資格審査により、本研究科が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和9年3月31日までに24歳に達する者</p>
選抜方法等	修士の学位や専門職学位を有する者および同等以上の学力があると認めた者に対し、筆記試験（英語）、口頭試問および面接、研究計画書で評価して選抜します。
その他	・面接は、一般質問及び口述試験により行います。 口述試験では、志望する教育・研究領域に関する内容を中心に行います。